

## 山口県立岩国高等学校坂上分校いじめ防止基本方針

令和6年3月改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を通じた人間関係づくり等による未然防止の取組、毎学期の個人面談週間、定期的な生活アンケート、Fitアンケート及び教育相談ポストの設置等による早期発見の取組に加え、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、スマートフォン等を通じたインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との連携やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。))の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。))及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「山口県立岩国高等学校坂上分校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

## 1 いじめとは

## いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等 (国の基本方針第1の5)

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う必要がある。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じて関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かい見守りを行うなどの継続支援に努める。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築する。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導委員会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は、各取組に対して評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

年間3回の校内委員による会議、学期ごとの校内委員全教員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・ 構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談係、養護教諭

※ 必要に応じ、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導委員会

定例会議、事案発生時に緊急会議等

・ 構成

教頭、生徒指導部、学年主任、当該学級担任

※ 必要に応じ、教育相談係、養護教諭・部活動顧問等を加える。

・ 役割

- ◇ いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動や社会奉仕体験活動等の取組を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

**未然防止** (いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。

- すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助を行う教育相談の充実に一層努めるとともに、毎学期実施の個人面談、生活アンケート及び県教委作成の「Fit」（学校適応感調査）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 教育活動を通じた取組

- 主体的な学びを重視した授業の実践や、「気づき・考え・実行する」の育成を心がけ、「伝える力」と「聞く力」や「思いやりの態度」を高める指導に努める。
- すべての教育活動を通して道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等を育成するとともに豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、校訓「円成」精神にのっとり、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。

<p>校訓「円成」</p> <p>笑顔を絶やさず、協力して、 物事を最後まで成し遂げる</p>	<p>&lt;いじめ防止宣言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他人の欠点を受け入れよう</li> <li>• 人の気持ちを考えよう</li> <li>• 既読スルーを許そう</li> </ul> <p>坂上分校生徒会</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実に努める。

(3) いじめ対策委員会による評価・検証・改善

- いじめ防止等の取組について、「学校基本方針」の策定や見直し・評価・検証・改善を行う。
- 生徒の様子等の情報を日常的に集約し、速やかに全ての教職員に情報共有を図る。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価する。
- 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組を検証し、改善を図る。

(5) 家庭・地域との連携

- いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。

- ・ P T A、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を家庭・地域に提供する。

#### 早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

##### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

##### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

##### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、生活アンケートやF i tアンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談ポストの設置等により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

#### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

#### 早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

##### (1) 早期対応のための体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

##### (2) いじめへの対応

- ・ いじめを受けている生徒を守り抜くとともに、いじめを行っている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。

- ・ いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等にあたっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ パソコンや携帯電話等を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けている生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめを受けている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

### (3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成28年4月施行）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 重大事態への対応

### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして調査・報告する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめを受けている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

## III いじめの解消に関する事項

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (1) 本校の相談窓口

山口県立岩国高等学校坂上分校	代 表	0 8 2 7 - 9 6 - 0 0 5 9
----------------	-----	-------------------------

## (2) 関係機関等の相談窓口

○ 子どもの人権110番 (山口地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0
○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター)	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0
○ 24時間子ども SOS ダイアル (やまぐち総合教育支援センター)	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課)	0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1
○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター)	<a href="mailto:soudan@g.ysn21.jp">soudan@g.ysn21.jp</a>
○ 悩み連絡室@やまぐち (教育庁学校安全・体育課)	L I N E 及びWeb <a href="https://bit.ly/2FmEBN7">https://bit.ly/2FmEBN7</a>

## 令和6年度山口県立岩国高等学校坂上分校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 〔いじめ防止対策指導計画(案)〕提示 情報共有	オリエンテーション(1学年) グループエンカウンター(人間関係づくり)(1学年) AFPY(全学年) アンケート①「Fit」(全学年) 面接週間①(全学年) 情報モラル教室(1年生) 自然体験学習(1学年)	HP更新 坂校だより 学校いじめ防止 基本方針の通知 PTA役員会	担当者確認(警察等関係機関) グループエンカウンター講師(スクールカウンセラー) AFPY講師 情報モラル教室(警察)
5	情報共有	アンケート②「高校生活」(全学年) 学校公開週間 生徒総会	PTA総会 保護者会(全学年) 進路ガイダンス(全学年) 坂校だより 学校公開週間	県生徒指導研修会 岩国地区生徒指導連絡協議会 学校公開週間
6	取組状況検討会① (アンケート結果集約・情報共有) 校内研修(いじめ対応)	文化祭(全学年) スマホ・ケータイ安全教室(全学年)	文化祭(バザー協賛) 坂校だより	岩国地区中高連絡協議会 特別支援研修会 岩国市青少年育成市民会議 美和地区会議 美和地区推進委員会
7	校内研修(特別支援) 情報共有	薬物乱用防止教室(全学年) 性教育講演会(全学年)	保護者会(全学年三者面談) 坂校だより	県教育相談連絡協議会 岩国地区生徒指導連絡協議会 特別支援巡回訪問 社会を明るくする運動 薬物乱用防止教室 性教育講演会 美和地区生徒指導推進協議会 学校運営協議会

8	校内研修（教育相談） 情報共有 全委員による会議①			美和地区小中高連携教育研修会 校内研修講師（スクールカウンセラー）
9	情報共有 校内研修（情報教育）	生徒会長選挙（全学年） いじめ予防教室（1、2年） 面接週間②（全学年） アンケート③「Fit」（全学年）	坂校だより	岩国地区生徒指導連絡協議会 模擬面接指導（山口しごとセンター）
10	いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検 取組状況検討会② （アンケート結果集約・情報共有） 校内研修（人権教育）	体育大会（全学年） アンケート④「高校生活」（全学年） ボランティア清掃（全学年） 学校公開週間	体育大会 坂校だより 学校公開週間 保護者会（全学年）	学校公開週間 学校運営協議会
11	情報共有	インターンシップ（2学年） 校内ロードレース大会（全学年） 人権教育講演会（全学年）	PTA役員会 保護者アンケート 坂校だより	岩国地区生徒指導連絡協議会
12	情報共有 全委員による会議②	修学旅行（2学年）	坂校だより	岩国地区中高連絡協議会 美和地区生徒指導推進協議会
1	情報共有	みちをひらく発表会（全学年） 面接週間③（全学年） アンケート⑤「高校生活」（全学年）	坂校だより	岩国地区生徒指導連絡協議会
2	生徒指導上の課題集約 全委員による会議③ （取組の検証・方針の見直し等） 情報共有	防犯教室 学校公開週間 人権教育LHR	PTA役員会 学校評価アンケート 坂校だより 学校公開週間	学校運営協議会 学校公開週間 学校保健安全委員会
3	情報共有 次年度の計画立案	交通安全教室（全学年）	坂校だより	交通安全教室 岩国地区生徒指導連絡協議会 美和地区生徒指導推進協議会 中学校訪問（新入生出身中学校）